

第26回 大分県人権尊重社会づくり推進審議会 会議録

開催日時

令和3年12月17日（金） 13時45分～15時45分

開催場所

大分県土地改良会館 5階大会議室（大分市城崎町2丁目2番25号）

出席委員（13名）

山崎清男委員（会長）、田中朋子委員、佐藤敬子委員、池田貴士委員、
今村和男委員、中野洋子委員、高窪修委員、渡辺裕一郎委員、松本章委員、
呉成秀委員、里中玉佳委員、玉井保子委員、伊藤貞之委員、
《事務局》生活環境部審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長 御手洗洋子、
参事 梶原琢也、課長補佐 平川俊助、課長補佐 坂本公義、
主査 安倍誠、主査 飛弾美杉

議題及び結果

報告1 性的少数者への理解促進に関する調査研究会について

結果：事務局説明の後、質問・意見が出された。

（主な質問・意見）

- ・性的少数者は、偏見を恐れ、理解のない社会から距離を置き、一人で抱え込んで生活を送っている。そのために当事者以外の人たちは、自分の身の回りにはいないと認識しているのではないか。
- ・当事者の声や思いに寄り添い、当事者の視点に立つことが大切。
- ・企業だけでなく、医療機関への啓発も必要。医療機関も、悩みを打ち明けられる窓口の一つになれるのではないか。
- ・パートナーシップ制度について、将来的に子どもを育てたいという同性カップルも里親になれるよう、制度を検討してほしい。
- ・アンケートの中で様々な意見があるが、人権をベースに考える必要がある。

議題1 大分県人権尊重社会づくり推進条例の一部改正について

結果：事務局説明の後、質問・意見が出された。

（主な質問・意見）

- ・条例名に、特定の差別名を盛り込むことに違和感がある。
- ・他の人権問題を否定するものではなく、人権問題の原点であることをふまえた考え方も重要。
- ・外国にルーツを持つ人や障がい者等の人権、多文化共生などの視点も大切。

議題2 大分県人権尊重社会づくり推進顕彰について

結果：事務局説明の後、特に質問・意見はなかった。

第26回大分県人権尊重社会づくり推進審議会

令和3年12月17日(金)13:45~15:45

大分県土地改良会館 5階大会議室

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

報告 1 性的少数者への理解促進に関する調査研究会について

資料 1-1 性的少数者への理解促進に向けた調査・研究

資料 1-2 性的少数者への理解に関するアンケート集計結果

議題 1 大分県人権尊重社会づくり推進条例の一部改正について

資料 2-1 「大分県人権尊重社会づくり推進条例」の一部改正（案）
に対する県民意見の募集の結果について

資料 2-2 「大分県人権尊重社会づくり推進条例」の一部改正（案）
の新旧対照表

議題 2 大分県人権尊重社会づくり推進顕彰について

資料 3-1 大分県人権尊重社会づくり推進顕彰要綱
大分県人権尊重社会づくり推進功労賞選考取扱要領

資料 3-2 大分県人権尊重社会づくり推進顕彰 過去受賞者一覧

4 閉会

性的少数者への理解促進に向けた調査・研究



1 性的少数者をめぐる現状

LGBT意識行動調査結果(LGBT総合研究所：R1.11)

対象：全国20～69歳の428,036名、有効回答者数：347,816名

〈当事者の実情・意識〉

- ・性的少数者の割合 → 約10%
- ・誤解や偏見が多い → 52.8%
- ・理解促進が必要 → 53.4%
- ・カミングアウトしていない(声を上げづらい) → 78.8%

〈当事者以外の意識〉

- ・身の回りにいないと認識 → 83.9%

2 R2改定：大分県人権尊重施策基本方針

「性的少数者の人権問題」を重要課題の一つとして新たに位置づけ

〈1〉啓発活動の推進

- ・差別意識や偏見の解消に向けた啓発
- ・知識を普及する機会の設定

〈2〉人権教育・啓発の推進

- ・学校現場における教育の推進
- ・個別の事情に応じた対応

〈3〉相談・支援・権利擁護

- ・相談・支援体制の充実
- ・公的書類における不必要な性別記載欄の削除

〈4〉パートナーシップ制度の調査・研究

- ・自治体の制定・運用状況の把握
- ・市町村との意見交換

3 県の取組

〈1〉県民・企業等に向けた啓発

- ・H29 シンポジウム「多様な性の理解を深めるシンポジウム」
- ・H29 マンガ「りんごの色～LGBTを知っていますか～」
- ・H30 講演「ろう者と性的少数者 複合的課題を考える」
- ・R1 講演・パネルディスカッション「性別で見る多様性と人権」
- ・H30～R3 当事者インタビュー集「同じ空の下」(冊子・映像化)

〈2〉県職員への啓発・研修

- ・職場研修推進員への研修(R1・R2)、各職場研修
- ・県職員の性的少数者の理解を深め、適切に来庁者や職員へ対応するため「職員ハンドブック」作成(R2.9)

〈3〉公的書類における不要な性別記載欄の削除(H30～R2)

- ・削除可能な性別記載欄の削除率97.2%(R3.3末時点)

〈4〉相談窓口の設置(R3.6)

- ・公認心理師による電話、メールでの相談窓口（これまでの相談件数9件）

〈5〉性的少数者への理解促進に向けた調査・研究【NEW】

性的少数者への理解促進に向け施策の参考とするため、外部有識者による調査研究会を設置

①構成メンバー

自治会・高齢者団体・経済・教育などの11分野

②調査・研究テーマ

- ・性的少数者を取り巻く現状や課題
- ・県民の理解を深める教育・啓発
- ・支援施策

③スケジュール

- ・R3年12月中に第1回開催予定（以降、複数回開催予定）
- ・R4年秋頃に報告書を取りまとめ予定



性的少数者への理解に関するアンケート集計結果

近年、性的少数者への社会的関心が高まり、これまで以上に性的少数者への偏見の解消や理解促進への取組が求められています。そのため令和2年4月に改定した「大分県人権尊重施策基本方針」では、「性的少数者の人権問題」を新たに重要課題の一つとして位置づけました。今後の県の施策推進に当たり、参考とするため、以下のとおりアンケートを実施しました。

期間： 令和3年9月3日～令和3年9月24日

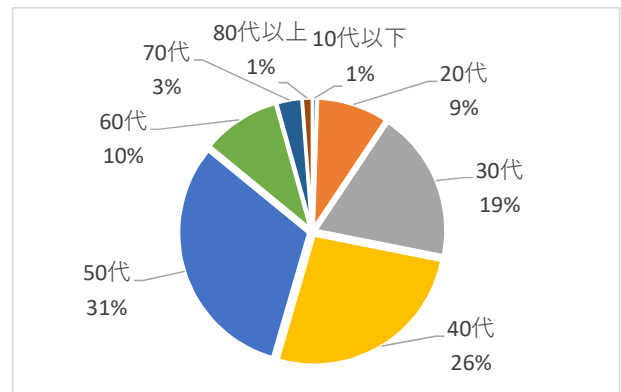
回答数： 576件（一般506件、県政モニター70件）

実施方法： 県ホームページで募集のほか、県政モニター115人あて依頼

（※県政モニター：県民各層から幅広く多様な意見を求めるため、公募等により一般県民等から選任し、委嘱した方々）

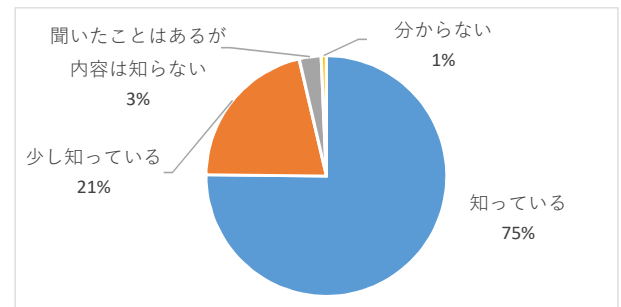
【1】あなたの年代を教えてください。

	回答数・割合		一般	県政モニター
10代以下	3	0.5%	2	1
20代	51	8.9%	45	6
30代	108	18.8%	98	10
40代	152	26.4%	140	12
50代	181	31.4%	170	11
60代	56	9.7%	49	7
70代	18	3.1%	2	16
80代以上	7	1.2%	0	7
計	576	100.0%	506	70



【2】「性的少数者」や「LGBTQ」という言葉の意味を知っていますか？

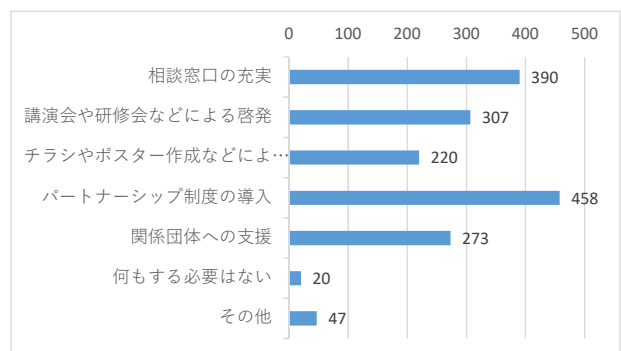
	回答数・割合		一般	県政モニター
知っている	433	75.2%	387	46
少し知っている	122	21.2%	107	15
聞いたことはあるが内容は知らない	17	3.0%	11	6
分からない	4	0.7%	1	3
計	576	100.0%	506	70



【3】民間団体の調査によると、日本ではおよそ13人に1人が性的少数者である、との調査結果も出ています。性的少数者の方が生活しやすい社会をつくるためには、行政としてどのようなことが必要だと思いますか？（複数回答可）

	回答数・割合		一般	県政モニター
相談窓口の充実	390	67.7%	335	55
講演会や研修会などによる啓発	307	53.3%	269	38
チラシやポスター作成などによる啓発	220	38.2%	193	27
パートナーシップ制度の導入	458	79.5%	413	45
関係団体への支援	273	47.4%	241	32
※1 何もする必要はない	20	3.5%	16	4
※2 その他	47	8.2%	38	9
計	1,715		1,505	210

※全回答者(576人)に対する割合



※1 【3】にて「何も支援する必要はない」と回答した場合、その理由を教えてください。

(全20件のうち抜粋)

<ul style="list-style-type: none"> ・そっとしておいた方が当事者は楽なのではないか。 ・県民全体が自然に受け入れるようになれば良い。特別扱いはいらないと思う。 ・少数者がアピールする必要も団体等が大きく後押しする必要も無いと思う。自然な事だと思うので。理解する人はするし、しない人はしない。 ・信条や性癖の問題を、行政が介入する必要はない。 ・行政が支援することはなく、ご自身らが頑張って道を切り開くべき。 ・何でも受け入れるのが正しいとは思わない。否定はしないが何でも許すのは違うと思う。 ・多くの場合、人生で多少の不自由は必ずある。 10%の方のために特別なことをするのであれば、先に障がい者等の福祉を充実させる方が多くの方を救うことになると思う。
--

※2 【3】にて「その他の支援」と回答した場合、その具体的な内容を教えてください。

(全47件のうち抜粋)

<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちや教育関係者への教育 (13件) ・同性婚の実現 (5件) ・企業での勉強会、研修会 (4件) ・マスメディアでの特集(報道番組等) (3件) ・人権被害に対する救済措置機関の設置 (3件) ・行政書類の性別欄や性別表記の見直し (2件) ・公共機関に性別を分けないトイレを増やす (2件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場環境の整備推進(ガイドライン作成、トイレ、更衣室、休憩室等) ・当事者の居場所づくり ・出会いの場、マッチングアプリ、など ・県や市町村の広報誌等で啓発記事を掲載 ・差別を禁止する条例 ・ファミリーシップ制度 ・市町村への働きかけ(パートナーシップ制度など)
---	--

【4】その他自由意見

(全199件のうち抜粋)

自分らしく暮らせる社会を

①	2040年までに大分県の6割の市町村が消滅危機都市(20歳から39歳の女性が2010年と比較して50%減少する都市)になると予想され、大分県は消滅の危機に瀕している。このままでは、人がいないから人が減る、という負のサイクルを止めることはできない。人口減少を食い止めるため、大分県にできることは、大分県をLGBTだけではなく全ての人がが暮らしやすい場所にするだけである。
②	行政の啓発活動によってLGBTQの存在が可視化されること、相談窓口があることで「自分の悩みは相談に足ることなんだ」と思えること、パートナーシップ制度(さらにファミリーシップ制度まで拡充)があることで「わたしたちは存在してもいいんだ」と自己肯定感があがること、これらはすべて「人の命」を守ります。セクシュアリティにかかわらず平等に扱われるべき人の命です。
③	自分を偽らずに、自分を肯定できる生き方ができるように、社会が変わらなければいけないと思います。趣味の範囲と勘違いしている否定的な大人達に、特に子ども達が苦しまなくても済むように、まずはこの課題を知ってもらいたいと切望します。
④	当事者です。カミングアウトしていないので、同性のパートナーがいますが、日々の生活の中、小さな嘘(結婚に興味がないとか、パートナーはいない等)を重ねていることが悲しいです。全ての人が、その人らしく暮らせる世の中であって欲しいなと思います。
⑤	LGBTの人たちが求めるのは、特別扱いしてほしい訳ではなく、他の人と同じように暮らせる社会を求めていると思います。ただ、自分らしく生きたい、愛する人がいたら、一緒に生きていきたい。でも社会と共存していく時に、色々な障害があるのは事実だと思います。
⑥	生き方は様々で、お互いが認めあう社会は、とても大切だと思います。啓発はとても必要だと思います。
⑦	過剰に啓発することが性的少数者への心的負担になることもあるのではと思います。公表したい人は公表でき、隠したい人は隠せる自由があるのが生活しやすい社会のような気がします。

啓発・教育のあり方

①	さまざまな立場の人が住みよい県になってほしいと思いますが、その過程で、性的少数者に対する捉え方もさまざまだと思うので、地道な啓発も必要だと感じます。
②	「性的少数者」という言葉はテレビや雑誌などでも聞いたり、見たりしたことがあります。身近なことだと思われていないと思います。
③	まだまだ、知らない事ばかりな領域で、かなりデリケートな事だと思います。様々な方面からの情報を正しくキャッチしたいと感じています。
④	まだまだ都会でのこと、という認識が強いように思います。特にローカルでは、年配の方々の理解が重要かと思えます。その点で信頼ある行政の取り組みはとても重要ではと感じます。
⑤	大人への啓発だけでなく次世代を担う若い世代への教育が重要と考えます。
⑥	あらゆる社会的問題についてほとんどの人は「無関心」なのではなく「未認知」なだけだと思っています。知る機会を設け、みんなが認知した上で議論できるような環境作りが必要だと思います。ドラマ、映画、マンガ、アニメなどは「こんな世界もあるんだよ」「こんな真実もあるよ」ということを伝えていく手段として有効だと思います。
⑦	性的少数者に対する理解を広めようとする啓発運動なども必要だと考えます。しかしながら、啓発事業の参加者が性的少数者に対して「理解をしてあげる」スタンスにならないようお願いをしたいところです。そのようなスタンスでは、人は異性愛者として存在することが大前提になってしまい、余計に分断を煽ってしまうためです。性自認も性的指向も人それぞれグラデーションがあり異性愛者もそのうちの一角でしかないと、性的少数者が特殊なわけではないと、啓発していただきたく存じます。
⑧	特に教員や議員の方々に、LGBTQ当事者と接する機会を持って頂き(ざっばらんな対話型の講演会など)正しい知識、見解を持って頂きたいです。当事者から「直接」話を聞くまでは、どれほど、何が困っているのかしっかりとイメージ出来ない方がいても仕方ないと思います。ぜひ直接関わって欲しい、生の声を聞いて頂きたいと思います。
⑨	少数者の方の意見が反映されるためには、法制度や都市計画、行政の計画などの決定や意見交換がなされる場に、少数当事者の直接参加が必須だと思います。当事者が加わっていないと、実際に何に困っているのか、どうするといったのか、アイデアや意見、問題点も分からないと思います。
⑩	みんなに知ってもらおう!と言う事も必要ですが、実際に暮らす中で、生活しやすくなる、困りが改善する、と言う所に力をいれるといいと思います。
⑪	性的少数者の方がどのような不自由を感じているの分からないので、その普及啓発が必要と考える。例えば、公営住宅の入居要件がなぜ家族であることなのか、そこから見直してはどうかと思う。まずは性的少数者の方の暮らしにくさ(精神的なものではなく制度的なもの)を行政が多くの人に啓発し、そして様々な制度が変わっていけばいいと考える。
⑫	性は遺伝子の仕組みで、様々なパターンがあり得ること、そのため男性、女性の性は曖昧であることなどを科学的に啓発することも必要だと思います
⑬	性的マイノリティは別に他の人達と変わりません。理解が深まるのは良いことですが、必要以上に気にしたり腫れ物のように扱われるのは少々居心地が悪いです。いつかはこういった話題が登らず普通の人と同じように接してくれる社会になる事を望んでいます。
⑭	行政による啓蒙活動は必要だが過剰に優遇する必要はない。思春期の世代のフォロー出来る環境作りは必要だと思う。自分自身その当事者であるが生活する上での不便はそこまで感じない。ただ、世代によっては認識不足から不当な扱いを受けることがあるし頭では理解しても気持ちとして受け止められないという人が居るのも現実にある。中途半端な情報を与えると職場や学校で魔女狩りのように当事者を追い詰める可能性がある。専門的な知識や情報を知ってもらう機会や場を多くの人に設けて欲しいと思う。新しく制度を設けるのはありがたいが執行する側の人間の意識改革と真の意味の理解が無いと当事者は救えないと思うし頼りたいと思っても不信感が残る。パフォーマンス的な意味での制度作りであるなら性的少数者という言葉を目立たせないでいただきたい。ただ、性的少数者であっても平穩に生活出来る環境を与えて欲しい。
⑮	私の年代の人達は、差別的判断材料にしてしまいそうです。色んな意味で理解しあうための歩み寄り社会を構築する機会が行政が率先して認めていかなければ、個々の人達は隠し続けることがベストだと思いがちでしょう。公に認められることで、個人の人格が尊重されるのならそれがベストですから、行政からの発信が大きく左右し続けると思います。
⑯	性的少数者に配慮するあまり、性的多数者の権利を侵害することがないようにすることも同じくらい大事だと思われるので、バランスを意識しながら施策の推進をしてほしい。
⑰	若者が自己自認が未形成のうちに間違っ学ぶと、良くない影響があると思います

パートナーシップ制度について

- | | |
|---|--|
| ① | パートナーシップ制度があることで安心できる性的少数者の方がおられるのであれば、どんどん進めるべき。 |
| ② | カミングアウトしやすい、カミングアウトしてもよい雰囲気を作ってもらうために、私たちの存在を可視化してほしいです。パートナーシップ制度は、制度の実利を目指すよりも、ある意味で人権宣言だと思って、ぜひ積極的に取り組んでほしいです。ひっそりと目立たないように暮らしている私たちでしたが、もしそういった制度があったら、私たちがいてもいいんだよというメッセージになると思います。 |
| ③ | 本来であれば、性的少数者であろうがなかろうが、すべての人に婚姻が認められるべきであると考えます。ゆえに、パートナーシップ制度の導入はとても重要な政策のひとつと考える一方、それでは不十分であるとも考えます。パートナーシップ制度によって公的・民間サービスが「受けやすく」なるのみでなく、異性愛者（ヘテロセクシュアル）の夫婦が受ける恩恵と同等の権利やサービスを当然に享受できるようになってほしいと思います。 |
| ④ | パートナーシップ制度が広がって欲しいですが、市町村1つ1つの自治体での導入を待っていたら、大分県民全体はその利益を享受できません。県単位でのパートナーシップ制度の導入を望みます。 |
| ⑤ | 県としてできることを早くやらないと、他県に遅れをとって、大分は不寛容なところだと思われてしまいます。多様性に富んだ県としてもっと取り組みを進め、大分から出て行く人を減らしてほしい。 |
| ⑥ | 他の自治体に乗り遅れないような拙速な取り組みの仕方は、言葉だけが一人歩きして真の理解が得られない気がします。“やってる感”だけではなく正しい情報をわかりやすく伝えて欲しいと思います。 |
| ⑦ | 公的なサポートに抵抗のある性的少数者の方も一定数いるため、あくまで選択肢の一つとして設けるくらいでいいのかなと思いました。 |
| ⑧ | 個人的には理解ができないという感じです。でも本人たちには今迄は大変生きづらい社会だったと思います。同じ生きる人間としてパートナーシップ制度は大変良いと思います。 |
| ⑨ | 性的少数者の理解を深めることは良いと思うが、戸籍で夫婦関係を構築したりする必要は無いと思う。好きなら好きな人達だけで好きにやったら良いと思う。自分の価値観を他人に押しつけLGBTを認めろというのは違うと思う。 |
| ⑩ | 基本は男と女で家庭を持つてつないでいくというのがBest。基本を崩さない程度の支援で。 |

その他

- | | |
|---|--|
| ① | これまでの当たり前が、今の現状に合わない。もっと柔軟にとりくむべきと思います。養子制度や精子提供、代理出産なども含めた全体での考えが必要かと。 |
| ② | 13人に1人が性的少数派と言われている民間の調査結果は、実感として信じがたい。行政が実態を調査して、身近な真実を公表すべき。 |
| ③ | 区別と差別は違うと思う。何でも差別と言うのはどうかと思う。 |
| ④ | 少子化を助長してしまうようで、性的少数派をあまり容認し過ぎても良くないと思う部分もあります。 |
| ⑤ | 人間はそもそも、オス、メス、男、女、で構成されており、性的少数者は病気の一つと考えます。相談窓口を設け、他の病気と同じように医学的治療を行なうべきです。 |

「大分県人権尊重社会づくり推進条例」の一部改正（案）に対する県民意見の募集の結果について

令和3年11月25日

大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課

令和3年10月18日から11月17日までの間、県民の皆さまから募集した「大分県人権尊重社会づくり推進条例（以下、「条例」という。）」の一部改正（案）についてのご意見の概要、ご意見に対する県の考え方及び条例への反映状況を取りまとめましたので公表します。

なお、3人の県民の皆さまから延べ4件の貴重な意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。

番号	ご意見の概要	県の考え方及び反映状況
1	<p>第3条（県の責務）第1項を「県は前条に定める基本理念にのっとり、幼少期からの人権教育などの人権尊重施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」とする。</p> <p>第3条に「人権尊重施策を総合的に策定し」と記載され、第7条の基本方針に「人権教育」と記載されているのは承知しています。</p> <p>しかし、私たち県民が本気で人権侵害をなくそうとする時「三つ子の魂百まで」に真正面から取り組みとの行政の覚悟を示す意味で、第3条の『県の責務』に「幼少期からの人権教育」を明示して頂く事を切に願うものです。</p>	<p>県では、人権が尊重される社会づくりを総合的に推進するため、条例第7条に基づき、人権尊重施策基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しています。</p> <p>この基本方針では、家庭や学校、認定こども園、幼稚園、保育所などあらゆる場における教育・啓発の推進方針も定めており、県としても幼少期からの人権教育の重要性は充分認識しているところです。</p> <p>条例第3条は、人権尊重施策を総合的に策定し、実施することを県の責務として定めており、この中には幼少期の人権教育も含んでいます。このため、今回改めて条文を改正することは考えていません。</p> <p>いただいたご意見を参考に、今後も人権が尊重される社会づくりを目指し、人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。</p>
2	<p>最近のインターネット上では、人権を無視したような投稿など非常に残念な表現が見受けられます。</p> <p>今回の条例改正を機に、この条例により、大分県民一人ひとりがお互いを尊重し合える社会づくりの機運を醸成していけるようになると良いと思います。</p>	<p>ご意見のとおり、インターネットの普及に伴い、SNS等による誹謗中傷行為が社会問題化するなど人権を取り巻く情勢は複雑・多様化しています。このような社会情勢の変化に対応し、人権を尊重する社会づくりの更なる円滑な促進に向けて、条例を改正するものです。</p> <p>今後も、県民一人ひとりがお互いを尊重し合える社会づくりに向けた取組を推進してまいります。</p>
3	<p>今回の改正では、「部落差別等」「部落差別をはじめ」と、部落差別を差別の代表的なものとして強調しているような内容となっています。</p> <p>社会情勢の変化にあわせて、新しい人権問題についても明確に条例に盛り込んでいくという趣旨は十分に理解できますが、様々な人権問題があるなかで、部落差別の問題をとりたてて表記することに違和感を覚えますが、特に現時点でその必要性があるのでしょうか。（全文、第7条、第11条）</p> <p>条例の名称も現行のものでとてもわかりやすく、趣旨も伝わりやすいものと感じますが、改正する必要があるのでしょうか。長すぎてわかりにくいようにも感じられます。</p>	<p>県では、部落差別をはじめ、女性、子ども、障がい者など、9つの人権問題を重要課題と位置づけています。</p> <p>中でも、我が国固有の人権問題である部落差別問題については、その解消が人権行政の原点であるとの認識の下、これまで取組を進めてまいりました。</p> <p>さらに、部落差別解消推進法をはじめとする差別を解消するための三つの法律が施行されたことや、近年の新型コロナウイルス感染症に伴う差別事象の発生、法改正により障がいのある方への合理的配慮が民間企業にも義務づけられたこと等を踏まえ、あらゆる不当な差別の解消をめざす県の姿勢を明確にすることも重要です。</p> <p>このような理由から、条例本文及び条例名は、それらを反映させたものとなるよう考えています。</p>

番号	ご意見の概要	県の考え方及び反映状況
4	<p>条例名は、その条例の趣旨を伝えるものとして、なるべくシンプルなものがよく、現行の名称は非常にわかりやすく優れています。</p> <p>人権が尊重される社会の実現に向けては、不当な差別をなくすことはもとより、すべての人が多様な価値観や生き方を認め合うという内面意識を持つことが大切であり、人権意識の高揚等の取組が重要になると思われます。</p> <p>今回の改正案では「あらゆる不当な差別の解消に取り組む」という文言が挿入されており、これでは差別が解消されさえすれば人権が尊重される社会が実現できるという印象を与えてしまうように感じられます。</p>	<p>人権が尊重される社会づくりのため、教育啓発等の人権意識の高揚を図る取り組みは重要です。さらに、部落差別解消推進法等、差別を解消するための三つの法律が施行されたことや、近年の新型コロナウイルス感染症に伴う差別事象の発生を踏まえ、あらゆる不当な差別の解消をめざすという県の姿勢を明確にすることも重要と考えます。</p> <p>条例の名称については、「差別が解消されさえすれば人権が尊重される社会が実現出来るという印象を与えてしまう」と言うご意見も踏まえ、条例の趣旨を適切に反映したものとするよう、再度検討してまいります。</p>

大分県人権尊重社会づくり推進条例の一部改正(案)の新旧対照表

※下線部が改正部分(前回審議会資料と同じ)。斜字はパブリックコメントを受けて修正した部分。(条例名のみ。()内はパブリックコメント前の名称)

改正案	現 行
<p>大分県 <u>部落差別などあらゆる差別の解消</u>等 人権尊重社会づくりを推進する条例 (大分県における部落差別等あらゆる不当な差別の解消に取り組む人権尊重社会づくり推進条例)</p> <p>人権は、すべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であり、人間の尊厳に基づく固有の権利である。すべての人は、様々な個性をもった存在であり、人間として皆同じように大切な人権を有しているのである。</p> <p>しかしながら、今日なお、<u>部落差別をはじめ</u>、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、<u>性自認、性的指向</u>、年齢、障がい、疾病等による不当な差別その他の人権侵害が存在する。また、<u>インターネットによる差別の拡散等、情報化の進展に伴う新たな状況の変化も生じており</u>、私たちの解決すべき課題となっている。</p> <p>一人ひとりが<u>部落差別等あらゆる不当な差別は許されないという認識の下</u>、自分の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、配慮するとともに、相互に人権を尊重し合い、その共存を図っていくことが重要である。すべての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を追求することができる平和で豊かな社会の実現は、県民すべての願いである。</p>	<p>大分県人権尊重社会づくり推進条例</p> <p>人権は、すべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であり、人間の尊厳に基づく固有の権利である。すべての人は、様々な個性をもった存在であり、人間として皆同じように大切な人権を有しているのである。</p> <p>しかしながら、今日なお、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障がい、疾病等による不当な差別その他の人権侵害が存在し、<u>私たちの解決すべき課題</u>となっている。</p> <p>一人ひとりが自分の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、配慮するとともに、相互に人権を尊重し合い、その共存を図っていくことが重要である。すべての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を追求することができる平和で豊かな社会の実現は、県民すべての願いである。</p> <p>ここに、私たち大分県民は、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。</p>

ここに、私たち大分県民は、すべての人の人権が尊重される社会	
改正案	現 行
<p>づくりを進めるために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>部落差別の解消の推進に関する法律(平成 28 年法律第 109 号)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成 28 年法律第 68 号)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)など、人権尊重や差別解消を目的とした法律の理念にのっとり、人権が尊重される社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりに関して県が実施する施策(以下「人権尊重施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、人権尊重施策を総合的に実施し、もってすべての人の人権が尊重される社会づくりを推進することを目的とする。</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、人権が尊重される社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりに関して県が実施する施策(以下「人権尊重施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、人権尊重施策を総合的に実施し、もってすべての人の人権が尊重される社会づくりを推進することを目的とする。</p>

改正案	現 行
<p>(基本理念)</p> <p>第2条 人権が尊重される社会づくりの推進は、すべての人が自己決定を尊重され、自己実現を追求できる社会、すべての人が<u>部落差別や、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、障がい</u>を理由とする差別、感染症等の患者及び医療従事者、<u>これらの者の家族等に対する差別</u>などあらゆる不当な差別及びその結果生じる不合理な較差の解消に取り組む社会並びにすべての人が多様な価値観と生き方を認め合う社会の実現に寄与することを旨として行わなければならない。</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>第2章 人権尊重施策の実施</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(<u>部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間及び人権週間</u>)</p> <p>第8条 差別の解消の取組を進めるために「<u>部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間</u>」(以下「<u>差別をなくす運動月間</u>」<u>という。</u>)を、人権についての理解を広めるために「<u>人権週間</u>」を設ける。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第2条 人権が尊重される社会づくりの推進は、すべての人が自己決定を尊重され、自己実現を追求できる社会、すべての人が差別及びその結果生じる不合理な較差の解消に取り組む社会並びにすべての人が多様な価値観と生き方を認め合う社会の実現に寄与することを旨として行わなければならない。</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>第2章 人権尊重施策の実施</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(差別をなくす運動月間及び人権週間)</p> <p>第8条 差別の解消の取組を進めるために差別をなくす運動月間を、人権についての理解を広めるために人権週間を設ける。</p>

2～4 (略)	2～4 (略)
---------	---------

改正案	現 行
<p>第9条～第10条 (略)</p> <p>(調査研究)</p> <p>第11条 知事は、人権尊重施策の策定及び実施に関して、<u>県民意識及び部落差別等あらゆる人権課題に関する実態の把握等必要な調査研究を行うものとする。</u></p> <p>以下略</p>	<p>第9条～第10条 (略)</p> <p>(調査研究)</p> <p>第11条 知事は、人権尊重施策の策定及び実施に関して、<u>県民意識の把握その他の必要な調査研究を行うものとする。</u></p> <p>以下略</p>

大分県人権尊重社会づくり推進顕彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分県人権尊重社会づくり推進条例（平成20年大分県条例第49号）第9条に基づき、人権が尊重される社会づくりに積極的に取り組む県内の個人及び団体を知事が顕彰し、その功績を称えることにより、人権尊重社会づくりに関する県民及び事業者の関心と意欲を高め、もって本県における人権尊重社会づくりの推進に資するものとする。

(顕彰の種類)

第2条 顕彰の種類は、知事顕彰とする。

(顕彰の対象)

第3条 下記の各号のいずれかに該当し、その功績が優れ、かつ県民及び事業者の模範となると知事が認める県内の個人及び団体

- (1) 人権教育・啓発や人権擁護の分野で特色のある活動を行い、今後もその活動が期待される個人及び団体
- (2) 人権教育・啓発に関わる活動や人権に関わる相談等を地道に永年続けている個人及び団体

(推薦の方法)

第4条 被顕彰候補者（団体を含む。以下同じ。）の推薦は、大分県人権施策推進本部本部員（関係部局長）及び市町村長が行うものとする。

(被顕彰者の決定)

第5条 推薦された被顕彰候補者の中から、別に定める大分県人権尊重社会づくり推進功労賞選考委員会の審査を経て知事が決定する。

(顕彰の方法)

第6条 大分県人権尊重社会づくり推進功労賞として、表彰状及び副賞を授与することにより知事が顕彰する。

2 表彰は、年一回行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成21年11月17日から施行する。

附則 改正後の要綱は、令和3年4月1日から適用する。

大分県人権尊重社会づくり推進功労賞選考取扱要領

1 目的

大分県人権尊重社会づくり推進功労賞の顕彰を行うにあたって、選考に関する必要な要領を定める。

2 選考基準

被顕彰者（団体を含む。以下同じ。）の選考基準は、人権が尊重される社会づくりの推進に寄与し、県民の模範となる先進的、特徴的な取組を行っている個人及び団体であって、次の各号いずれか2以上に該当するものとする。

ただし、当事者団体及び過去に大分県知事表彰を受けた個人及び団体は除く。

(1) その取組は、自らの意思で、営利を目的とせずに行っているものであること。

(2) その取組を見た県民が自らも取り組みたいと思うようなモデルであること。

(3) その取組は、人権尊重社会づくりが進展している事例として県民に訴えかけるものであること。

(4) その取組は、団体にあっては8年、個人にあっては6年以上継続的に行われているもので、今後も人権尊重社会づくりの推進に期待ができるものであること。

3 表彰数

大分県人権尊重社会づくり推進功労賞は、年3件以内とする。

4 被顕彰者の推薦

大分県人権施策推進本部本部員（関係部局長）及び市町村長は、大分県人権尊重社会づくり推進顕彰要綱第3条各号に該当するものがあると認めるときは、別紙様式の被顕彰者推薦書に必要事項を記入の上、推薦するものとする。

5 大分県人権尊重社会づくり推進功労賞選考委員会

選考委員会は、次に掲げる者で構成する。

- ・大分県人権尊重社会づくり推進審議会会長
- ・高齢者福祉課長
- ・こども・家庭支援課長
- ・障害福祉課長
- ・県民生活・男女共同参画課長
- ・人権尊重・部落差別解消推進課長

大分県人権尊重社会づくり推進顕彰 過去受賞者一覧

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
受賞者区分	個人	氏名	伊東 道雄	金子 進之助	鶴丸 礼子	佐伯 和可子	山本 紀子
		住所	臼杵市	大分市	大分市	大分市	玖珠町
		主要職名	臼杵市人権・同和問題啓発講師 大分県人権・同和問題研修講師 元人権擁護委員(12年間)	公益社団法人大分被害者支援センター理事 公益財団法人大分いのちの電話理事長 大分被害者支援センターの設立に尽力	一般社団法人服は着る薬 代表理事 服飾デザイナー	フリースクールハートフルウェーブ代表	人権問題講師 元人権擁護委員
		功績概要	永年にわたり「大分県人権問題講師」「臼杵市人権・同和問題啓発講師」として活動しており、臼杵市内をはじめ、県内各地の自治会、高齢者団体、PTA、企業などを対象とした多くの研修に向き、	平成12年の旧野津町でおきた少年による一家殺傷事件をきっかけに、犯罪被害者の支援に取組み、公益社団法人大分被害者支援センターの設立(平成15年7月)に尽力した。	身体障がい者向け衣服の製作を行い、障がい者に快適な服を提供し、笑顔と自信を与えている。また、自身が経営するアトリエにおいて障がい者を積極的に雇用するなど障がい者の社会参加促	小・中・高の不登校児童生徒を受け入れフリースクールを運営しており、通信制教育と連携するなど、フリースクール部門、学童保育部門、通信制高校部門等の様々なニーズに応えている。県下のフリースクールのモデル的な	人権擁護委員、人権問題研修講師として永年にわたり県内各地で講演活動を実施。 特技である腹話術を活用し、人権のほか、食育、子育て、女性、高齢者など幅広い分野の講演を行っている。
		推薦者等	人権施策推進本部員 教育長	人権施策推進本部員 生活環境部長	人権施策推進本部員 商工労働部長	人権施策推進本部員 教育長	玖珠町長
	企業	団体名	大分総合警備管理株式会社	株式会社 宇佐ランタン	社会医療法人 敬和会	キャノンウィンド株式会社	オムロン太陽株式会社
		住所	大分市	宇佐市	大分市	大分市	別府市
		団体概要	代表取締役 賀来 慎一郎 事業所 本社 平成27年度障害者雇用率13.3% 「仕事と子育て両立支援モデル企業」応募企業	代表取締役社長 谷川 実 事業所 本社 従業員数15人中9人が障がい者 障がい者でも継続して働ける職場環境作り	理事長 岡 敬二 事業所 本社 職員数:1,237人	職員数:24人	代表取締役社長 大前 浩一 従業員数:72人(うち障がい者35人)
		功績概要	ビル管理業務及び警備業務において、障がい者を貴重な人材と捉えて雇用しており、障がい者雇用率が非常に高い企業の一つである。 障害の有無にかかわらず、社員一丸で質の高いサービスの提供を目指す姿が、障がい者の社会	ビニール提灯の生産量日本一を達成しており、障がい者の雇用定着と地域経済への貢献を両立させており、障がい者が活躍する姿は、障がい者に対する理解の普及につながっている。障がい者が無理なく作業できる生産体制を構築するため、提灯の伝統的な製	平成9年以来、女性のキャリア支援を中心に、職員の働きやすい環境作りとして、 ・女性管理職の積極的な登用 ・仕事と家庭の両立支援環境の充実 ・多様な背景を持つ人材の雇用、職員の意識改革	現在の知的障がい者雇用者数24名(うち職業の重度判定者15名)、離職率が極めて低いため、仕事を供給できる企業と、障がい者の支援及び相談機能を持った社会福祉法人がそれぞれの強みを活かし、知的障がい者が働き続けられる環境を整備している。	「人間性の尊重」を企業理念の一つに掲げ、様々な考え方をを持った多様な人材が、国籍・宗教・性別・性的指向や性自認・障がいの有無などに関わらず、個性や能力を存分に発揮し、活躍できる企業になることを目指している。障がい者を積極的に雇用し、全ての従業員に同じ研修の機会を提供するなどの
		推薦者等	人権施策推進本部員 商工労働部長	人権施策推進本部員 商工労働部長	人権施策推進本部員 商工労働部長	人権施策推進本部員 商工労働部長	人権施策推進本部員 商工労働部長
団体	団体名	豊後大野市フィールドワーク講師団	NPO法人 グッドイナフの会	星の会 (不登校を考える親の会)	NPO法人 大分DARC	チャイルドラインおおいた	
	住所	豊後大野市	杵築市	大分市	大分市	大分市	
	団体概要	代表 黒野 徹 団員15名	代表 橋本 純子 構成員 30名	代表 加嶋 文哉 会員数:240人	代表 河村 郁男	代表 平井 貴美子 正会員81人、支援会員90人 支援団体20団体	
	功績概要	同和問題に関して、現地を見て実感する「フィールドワーク研修」を実施する常設の講師団である。市内外から多くの団体の研修を受け入れて貴重な体験型研修の場を提供するなど活発な活動により、人権教育・啓発の推進に貢献している。	平成10年の設立時から、発達障がいの相談を常時受け付けているほか、県内各地の公民館などで年数回の相談会を行っている。相談は、相談者にしっかり向き合うため、1人あたり最低90分と十分な時間を確保するなど工夫をしている。	孤立しがちな親の悩みを共有できる場として、県内各地で語る会「例会」を平成6年に始めて以来、継続して開催するとともに、不登校シンポジウムや講演会等を開いて、親だけではなく、関係者や一般市民にも参加を呼びかけ、不登校への理解を広げてきた。	薬物依存回復支援施設(リカバリーハウス)を運営し、入寮者や通所者の社会復帰を支援している。また、依存者及びその家族の相談、助元をおこなっている。そのほか、青少年を中心に広く一般を対象にした薬物依存、乱用に関する	平成23年の設立以降、子どもからの相談を電話やチャットで受け付けるとともに、電話相談員のボランティア養成講座を開催し人材の養成にも尽力している。 子どもたちにとってよりよい社会を実現するため、寄せられた声を社会に向けて発信できるように他団体等との連携もしている。	
推薦者等	豊後大野市長	人権施策推進本部員 生活環境部長	人権施策推進本部員 生活環境部長	人権施策推進本部員 生活環境部長	人権施策推進本部員 生活環境部長		